

令和4年度決算の概要

(普通会計)

IWAMIZAWA



岩見沢市
開庁140年
市制施行80周年
観て、聴いて、重加へ。

令和5年11月

岩見沢市企画財政部財政課

目 次

I 令和4年度の決算状況		
1 決算の状況	・・・	1
2 決算規模の推移	・・・	1
II 歳 入		
1 歳入の内訳	・・・	2
2 歳入内訳（性質別）の推移	・・・	3
3 市税	・・・	4
4 市税決算額の推移	・・・	5
5 地方交付税	・・・	6
III 歳 出		
1 目的別歳出	・・・	7
2 目的別歳出決算額の推移	・・・	8
3 性質別歳出	・・・	9
4 性質別歳出決算額の推移	・・・	10
IV 財政の弾力性		
1 経常収支比率	・・・	11
2 健全化判断比率等	・・・	12
V 市債の残高		
1 市債残高の推移	・・・	13
VI 基金の残高		
1 基金残高の推移	・・・	14
VII 消費税率引上げに伴う地方消費税 交付金増収分の用途について		
1 地方消費税交付金と社会保障施策に要 した経費	・・・	15
決算状況（決算カード）	・・・	16

(注1) 普通会計とは、会計区分が異なる自治体の財政状況を比較するため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分です。
岩見沢市では、一般会計と特別会計の一部（高等学校費、公共用地等造成費の一部）が該当します。

(注2) この資料中の金額は、原則として、各係数ごとに四捨五入で表示しています。したがって、文中及び各表中の数値とその内訳の合計値とは、一致しない場合があります。

I 令和4年度の決算状況

岩見沢市の令和4年度の決算の状況はどのようになっているのでしょうか？

1. 決算の状況

岩見沢市の令和4年度の決算は、約3.7億円の黒字となっています。また、令和3年度からの繰越額を除くなどした実質単年度収支は、約0.1億円の赤字となっています。

単位：千円

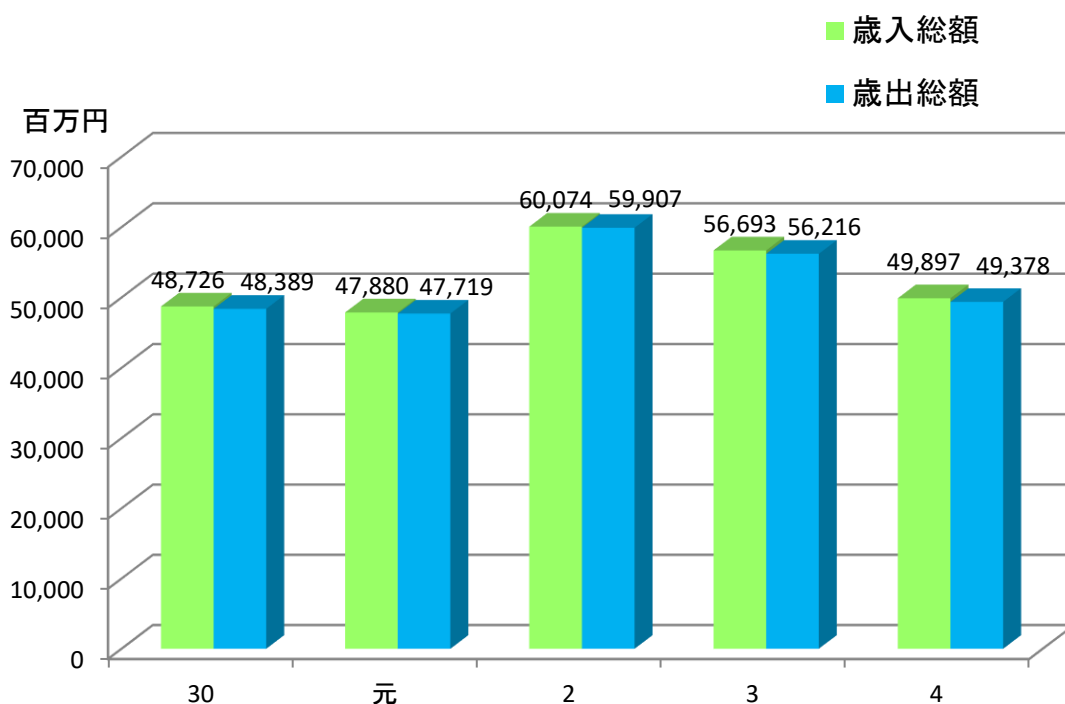
区 分	令和4年度決算額	令和3年度決算額
歳 入 総 額	49,897,096	56,692,520
歳 出 総 額	49,378,412	56,215,712
歳入歳出差引額	518,684	476,808
翌年度へ繰り越すべき財源	145,125	78,328
実 質 収 支	373,559	398,480
単 年 度 収 支	▲ 24,921	260,632
実質単年度収支	▲ 13,570	▲ 368,393

- ★実質収支… 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額
- ★単年度収支… 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- ★実質単年度収支… 単年度収支に、財政調整基金への積立額及び市債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額

決算の規模はどのようになっているのでしょうか？

2. 決算規模の推移

令和4年度の決算規模は、令和3年度と比較して、歳入で68.0億円の減、歳出で68.4億円の減となっています。



Ⅱ 歳 入

われわれが日常生活を送るためにお金が必要なように、市役所が行政活動（仕事）を行うにも、当然お金が必要となります。そのお金はどこからくるのでしょうか？

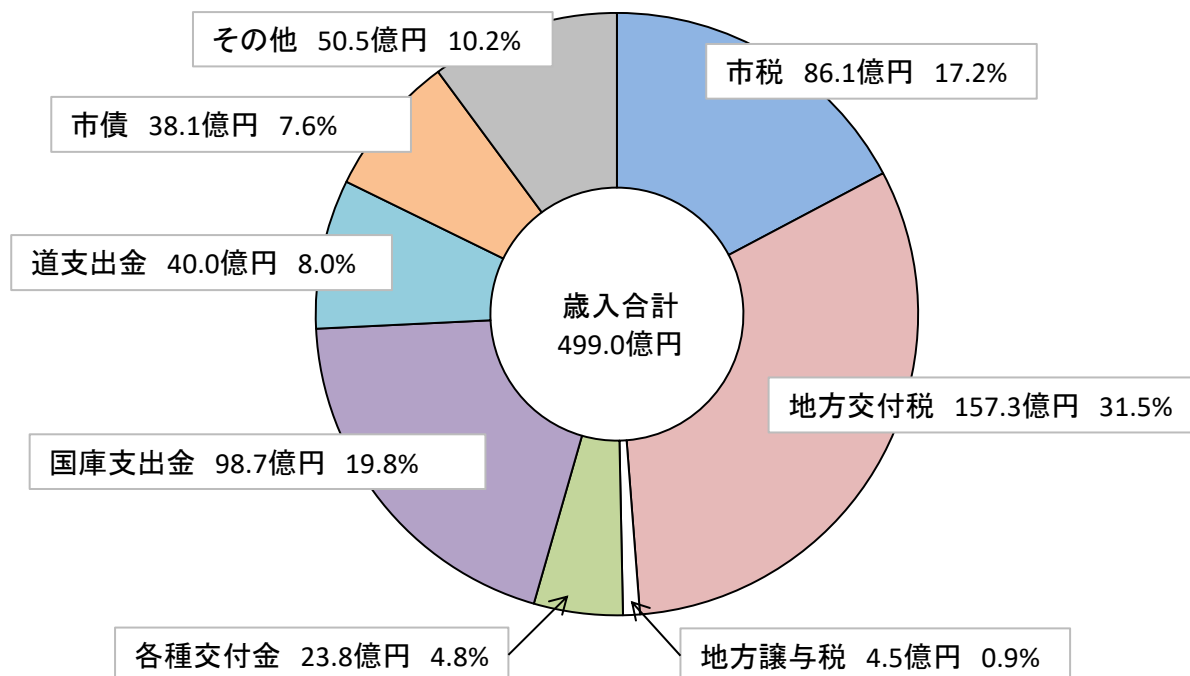
1. 歳入の内訳

市の歳入（収入）の内訳は下記のとおりとなっています。市民の皆様から納められる市税収入17.2%、国から交付されている地方交付税31.5%となり、合計で全体の48.7%を占めています。次いで国庫支出金、市債の順になっています。

単位：千円

区 分	令和4年度決算額		令和3年度決算額	
市 税	8,608,396	17.2%	8,491,660	15.0%
地 方 交 付 税	15,724,846	31.5%	15,893,257	28.0%
地 方 譲 与 税	447,432	0.9%	448,379	0.8%
各 種 交 付 金	2,380,008	4.8%	2,416,071	4.2%
国 庫 支 出 金	9,870,082	19.8%	11,454,004	20.2%
道 支 出 金	4,004,161	8.0%	3,741,115	6.6%
市 債	3,807,900	7.6%	6,765,300	11.9%
そ の 他	5,054,271	10.2%	7,482,734	13.3%
合 計	49,897,096	100.0%	56,692,520	100.0%

歳入の内訳（令和4年度決算）



- ★ 地方交付税……… 国税4税の一定割合及び地方法人税の全額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を執行することができるよう、一定の基準により国が交付するもの
- ★ 地方譲与税・交付金… 国や道の税金として集められ、地方公共団体に譲与又は交付されるもの
- ★ 国・道支出金……… 国や道が使い道を特定して地方公共団体に交付する資金の総称
- ★ 市債…………… いわゆる借入金で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの

2. 歳入内訳（性質別）の推移

市が使い道を限定されず自由に使えるお金（一般財源）の歳入に占める構成比は、約59%となっています。令和4年度決算においては、新型コロナウイルス感染症に関連した国庫支出金（特定財源）が減少したことにより、歳入全体に占める一般財源の割合が、前年度から3.5ポイント上昇しています。

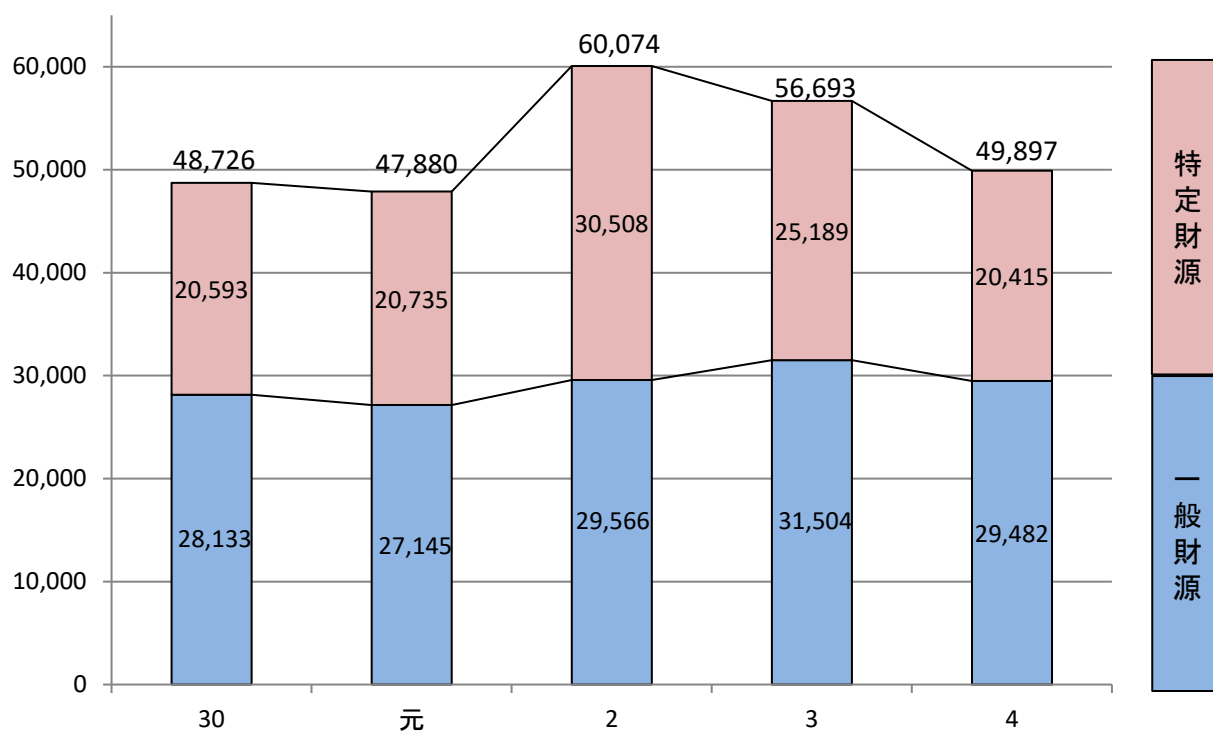
単位：千円

区 分		令和4年度決算額		令和3年度決算額	
一般財源	市 税	8,608,396	17.2%	8,491,660	15.0%
	地 方 交 付 税	15,724,846	31.5%	15,893,257	28.0%
	地 方 譲 与 税	447,432	0.9%	448,379	0.8%
	各 種 交 付 金	2,380,008	4.8%	2,416,071	4.2%
	臨 時 財 政 対 策 債	311,700	0.6%	800,700	1.4%
	前 年 度 繰 越 金	398,480	0.8%	137,848	0.3%
	そ の 他	1,611,236	3.3%	3,316,232	5.9%
小 計		29,482,098	59.1%	31,504,147	55.6%
特定財源	国 庫 支 出 金	8,703,725	17.4%	10,294,088	18.1%
	道 支 出 金	4,001,170	8.0%	3,737,125	6.6%
	市 債	3,496,200	7.0%	5,964,600	10.5%
	そ の 他	4,213,903	8.5%	5,192,560	9.2%
	小 計	20,414,998	40.9%	25,188,373	44.4%
合 計		49,897,096	100.0%	56,692,520	100.0%

標 準 財 政 規 模	24,770,614	—	24,991,914	—
-------------	------------	---	------------	---

※標準財政規模とは、普通交付税の算定の仕組みを通じて計算されるもので、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源の規模を示すもの

百万円



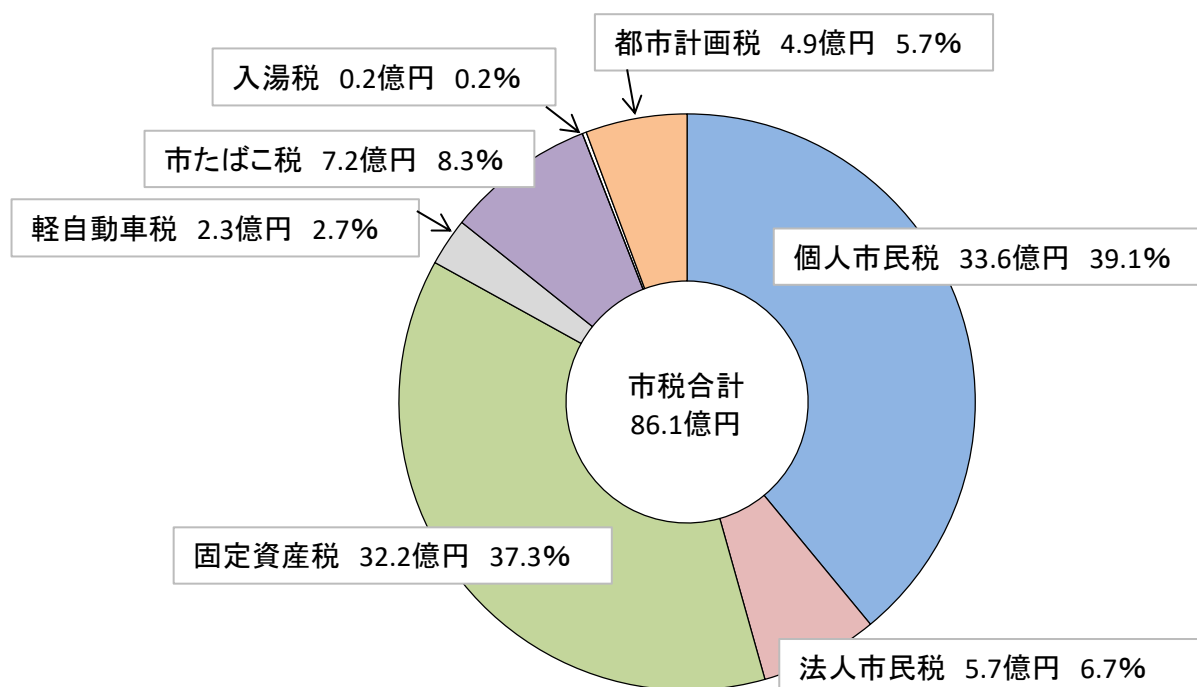
3. 市税

市の歳入の中心である市税の内訳は、下記のようになっています。
 個人市民税が市税全体の39.1%を占め、続いて、固定資産税（37.3%）、市たばこ税（8.3%）、法人市民税（6.7%）の順になっています。

単位：千円

区 分		令和4年度決算額		令和3年度決算額	
普通税	個人市民税	3,362,342	39.1%	3,344,620	39.4%
	法人市民税	572,183	6.7%	594,335	7.0%
	固定資産税	3,214,473	37.3%	3,149,842	37.1%
	軽自動車税	231,927	2.7%	215,407	2.5%
	市たばこ税	715,261	8.3%	686,173	8.1%
	小計	8,096,186	94.1%	7,990,377	94.1%
目的税	入湯税	19,305	0.2%	17,051	0.2%
	都市計画税	492,905	5.7%	484,232	5.7%
	小計	512,210	5.9%	501,283	5.9%
合計		8,608,396	100.0%	8,491,660	100.0%

市税収入の内訳（令和4年度決算）



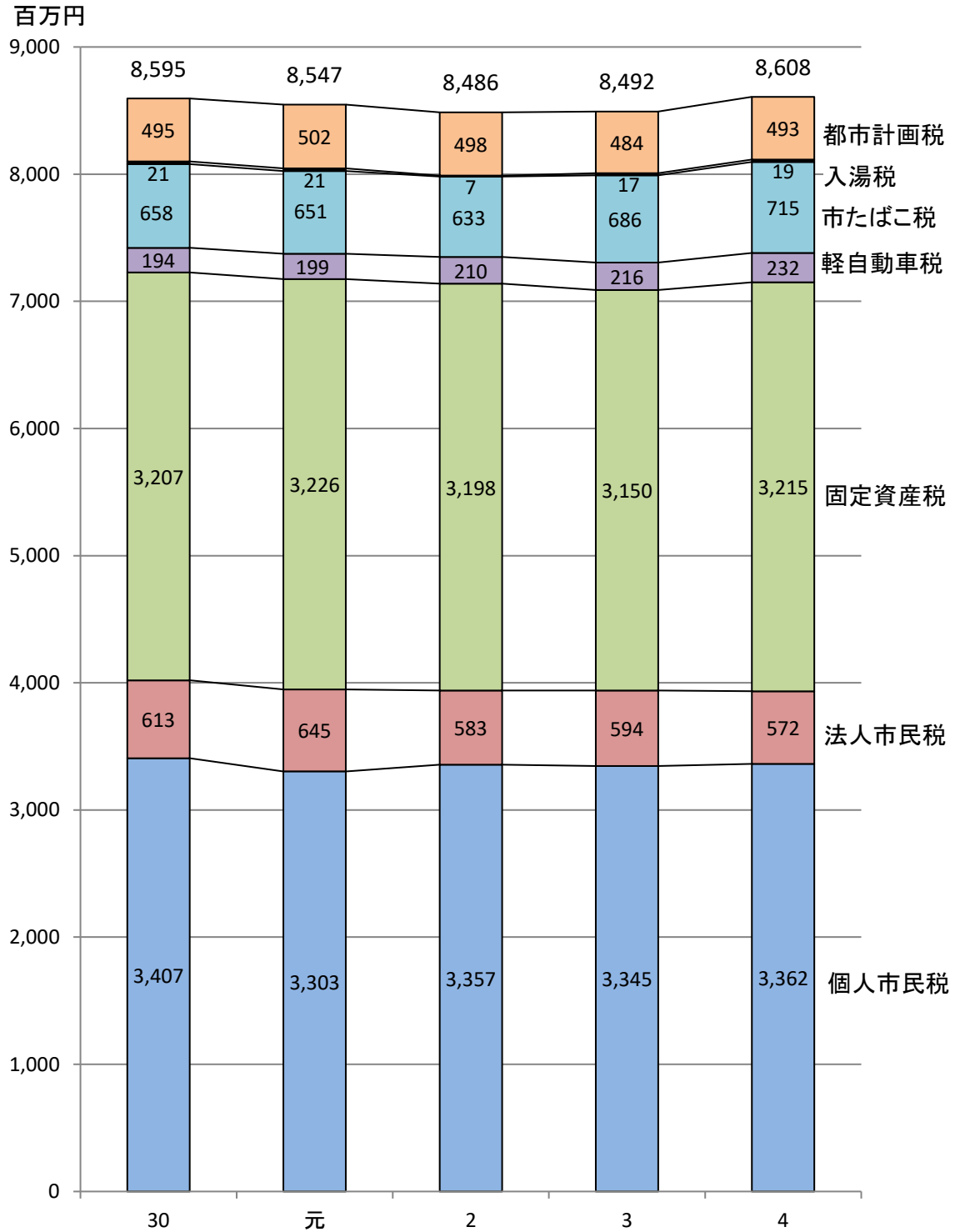
- ★ 個人市民税・・・個人の前年の所得に対してかかる税
- ★ 法人市民税・・・法人（会社など）に対し、その所得に対してかかる税
- ★ 固定資産税・・・土地・家屋及び償却資産（事業用の機械・器具・備品など）に対してかかる税
- ★ 都市計画税・・・都市計画区域内の土地や家屋に対してかかる税で、都市計画事業にあてられる
- ★ 市たばこ税・・・市内で売買されるたばこに対してかかる税

4. 市税決算額の推移

固定資産税と個人市民税を合わせて、市税収入の約76%（約66億円）を占めています。

固定資産税は、評価替や地価の下落、新たな設備投資などにより増減があります。また、個人市民税は経済情勢や税制改正の影響により増減があります。

市税決算額の推移

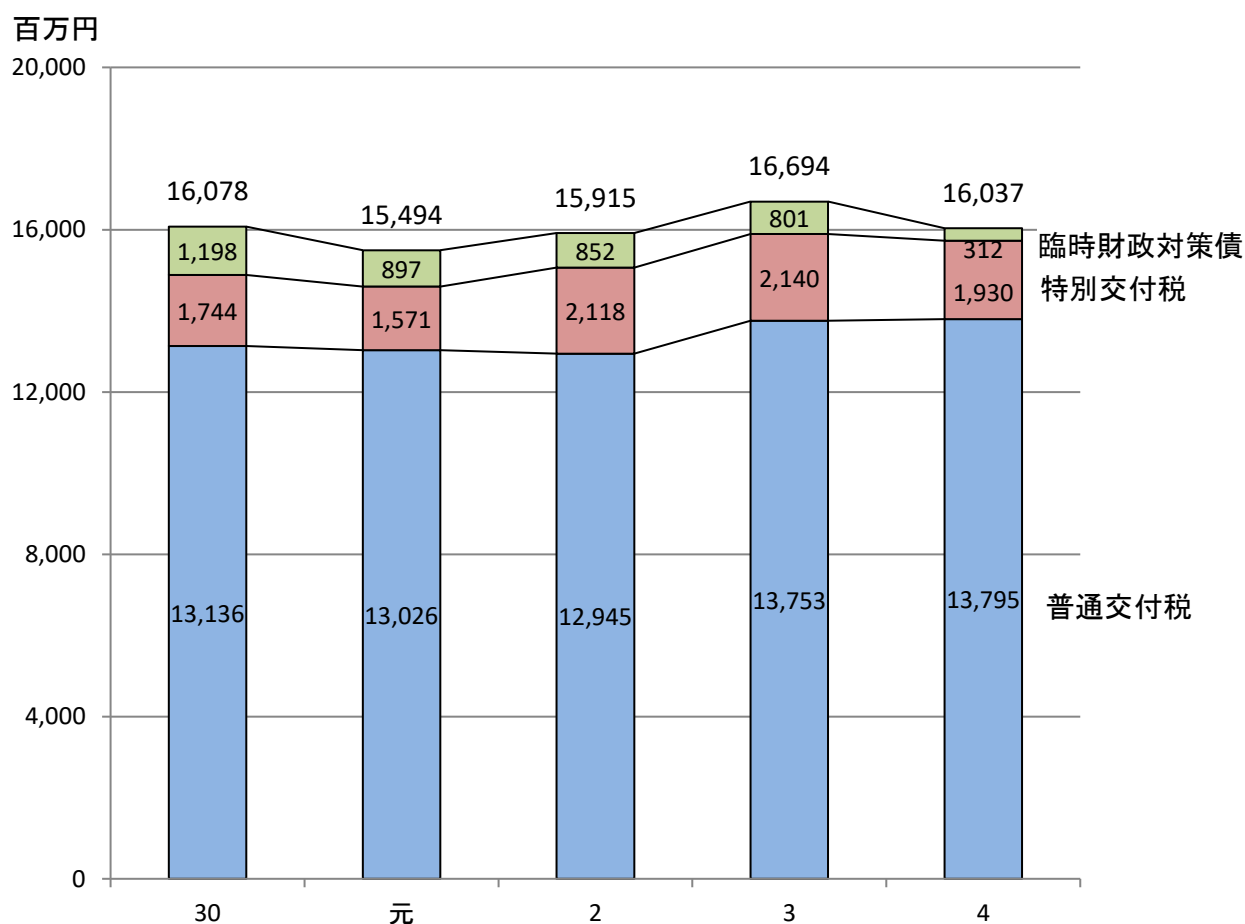


5. 地方交付税

地方交付税は、市の収入の約32%を占め、市税と並ぶ重要な財源となっています。
臨時財政対策債（借入金）は、国が地方交付税を交付する際の財源に不足が生じたため、地方交付税の一部が振り替えられたものです。

単位：千円

区 分	令和4年度決算額		令和3年度決算額	
普 通 交 付 税	13,795,286	86.0%	13,753,538	82.4%
特 別 交 付 税	1,929,560	12.1%	2,139,719	12.8%
小 計	15,724,846	98.1%	15,893,257	95.2%
臨 時 財 政 対 策 債	311,700	1.9%	800,700	4.8%
合 計	16,036,546	100.0%	16,693,957	100.0%



- ★ 特別交付税・・・地方交付税の一部で、普通交付税でとらえることができなかった特別の財政需要（大災害など）があった場合に交付される
- ★ 臨時財政対策債・・・地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとに発行可能額が算出される

Ⅲ 歳 出

市役所は、お金をどのようなことに使っているのでしょうか？

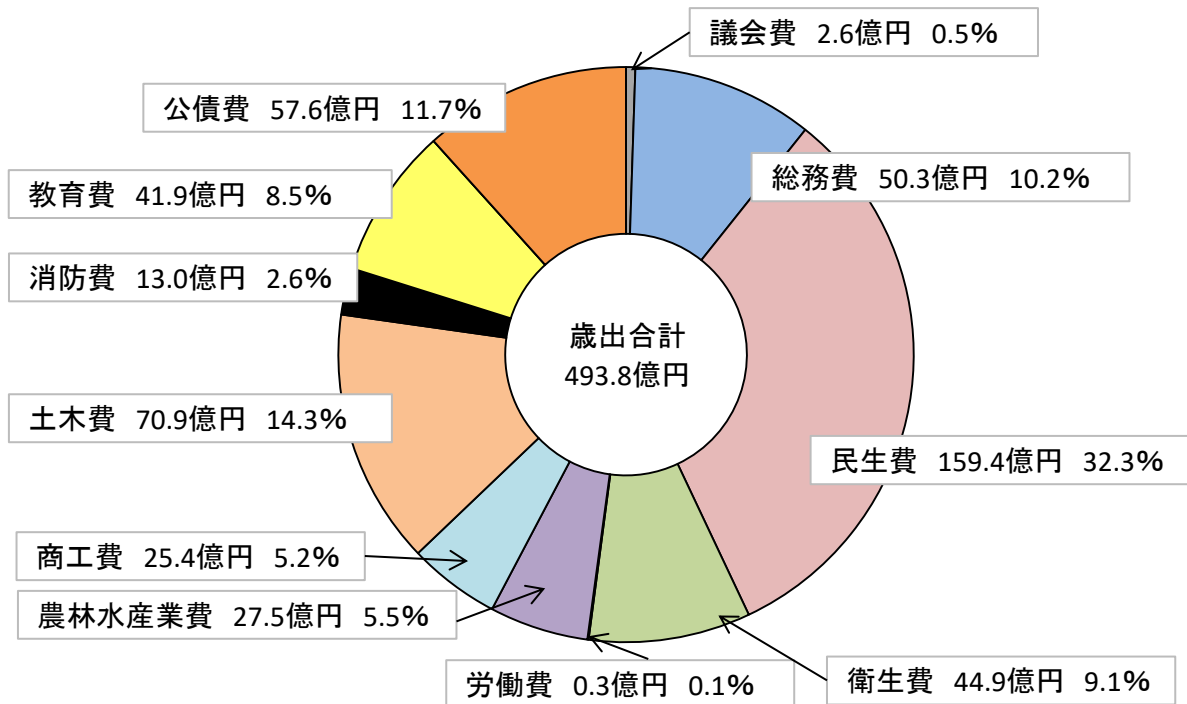
1. 目的別歳出

使われたお金を行政の目的別に分類すると、もっとも大きな割合を占めるのが、民生費で、次いで総務費、土木費などの順になっています。

単位：千円

区 分	令和4年度決算額		令和3年度決算額	
議 会 費	257,002	0.5%	249,332	0.5%
総 務 費	5,031,568	10.2%	9,868,538	17.6%
民 生 費	15,935,326	32.3%	17,282,429	30.7%
衛 生 費	4,493,342	9.1%	4,197,187	7.5%
労 働 費	34,416	0.1%	35,127	0.1%
農 林 水 産 業 費	2,747,747	5.5%	2,266,784	4.0%
商 工 費	2,544,598	5.2%	2,536,311	4.5%
土 木 費	7,090,487	14.3%	7,552,998	13.4%
消 防 費	1,296,198	2.6%	1,259,005	2.2%
教 育 費	4,186,451	8.5%	4,633,214	8.2%
災 害 復 旧 費	0	0.0%	0	0.0%
公 債 費	5,761,277	11.7%	5,736,719	10.2%
諸 支 出 金	0	0.0%	598,068	1.1%
合 計	49,378,412	100.0%	56,215,712	100.0%

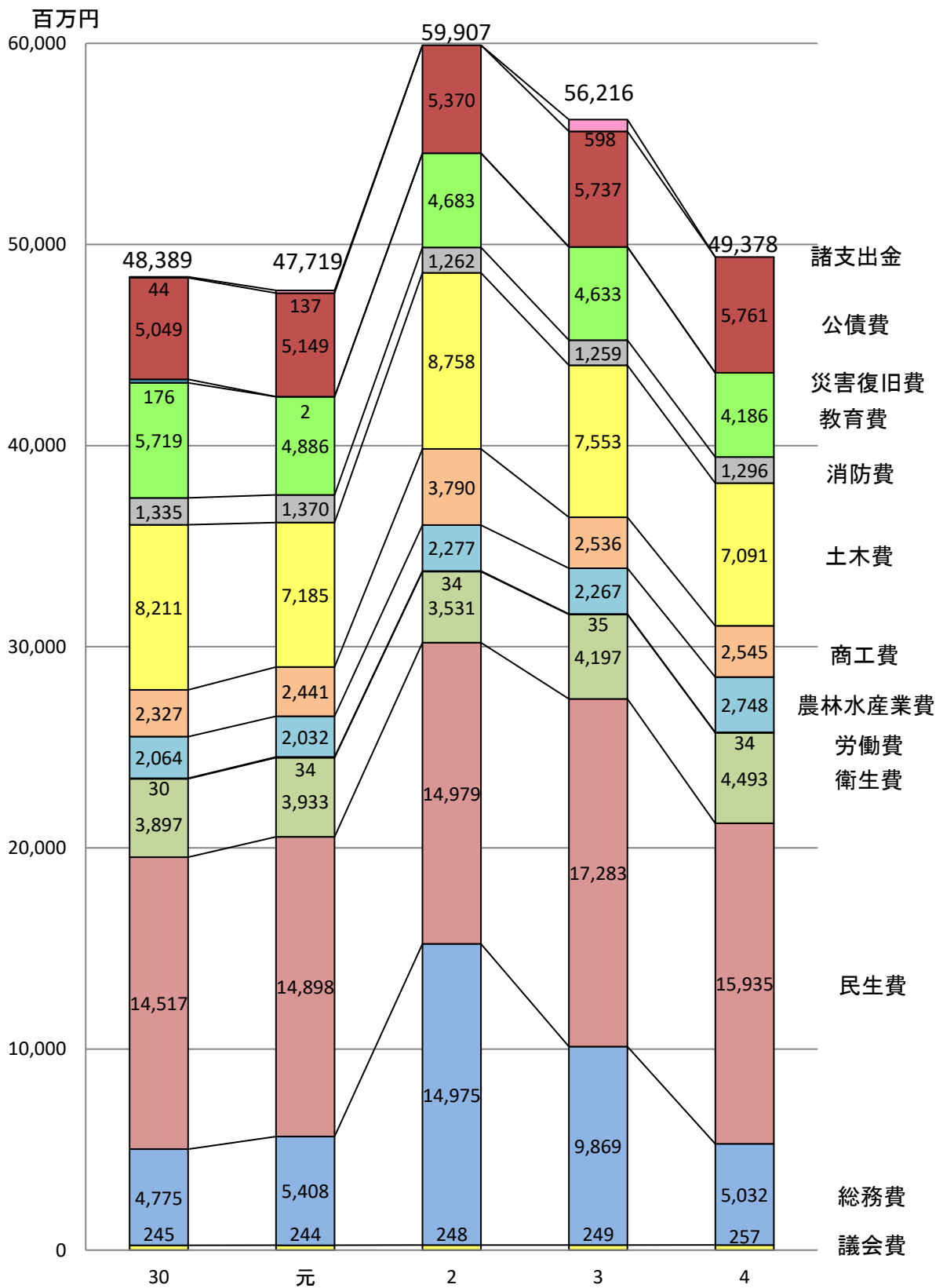
目的別歳出の内訳（令和4年度決算）



- ★ 総務費・・・庁舎や財産の維持管理、戸籍の管理、税金の徴収などにかかる経費
- ★ 民生費・・・児童、高齢者、障がい者等の福祉や生活保護にかかる経費
- ★ 衛生費・・・健康増進、病気の予防、環境保全、ごみの処理などにかかる経費
- ★ 農林水産業費・・・農林水産業の振興を図るための支援や基盤整備などにかかる経費
- ★ 商工費・・・商業や工業、観光の振興などにかかる経費
- ★ 土木費・・・道路、住宅、公園などの土木施設の建設や維持補修等にかかる経費
- ★ 教育費・・・小・中・高等学校などの建設や学校教育、生涯学習などにかかる経費
- ★ 公債費・・・借入金の元金・利子などを支払うための経費

2. 目的別歳出決算額の推移

総務費は、市庁舎建設事業の事業費が減少したことなどの影響で減少しています。
 民生費は、生活保護費給付事業や保育所入所運営事業の事業費が減少したことなどにより減少しています。



3. 性質別歳出

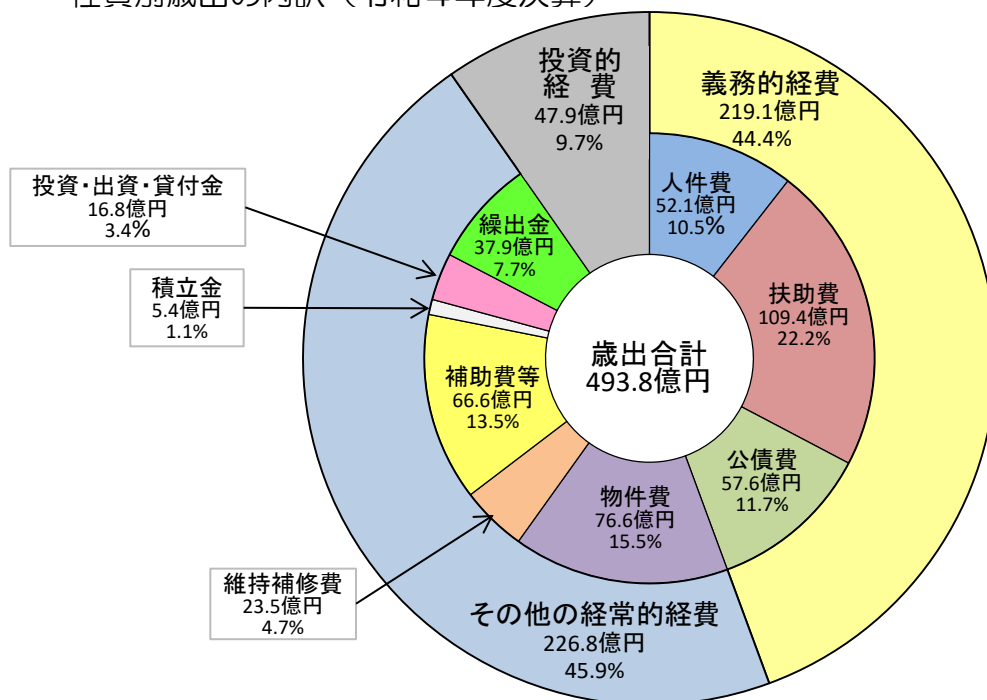
使われたお金を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが難しい人件費、扶助費、公債費などの「義務的経費」と、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、「その他の経常的経費」に分けることができます。

義務的経費が増加すると自由に使えるお金が少なくなるということになりますが、令和4年度決算では、全体の44.4%を占めています。

単位：千円

区 分			令和4年度決算額		令和3年度決算額	
義務的経費	人 件 費		5,209,080	10.5%	5,192,043	9.2%
	扶 助 費		10,944,274	22.2%	12,501,498	22.2%
	公 債 費		5,761,277	11.7%	5,736,709	10.2%
	小 計①		21,914,631	44.4%	23,430,250	41.6%
経常的経費	物 件 費		7,656,985	15.5%	7,985,023	14.2%
	維 持 補 修 費		2,345,045	4.7%	2,442,363	4.4%
	補 助 費 等		6,664,628	13.5%	6,210,627	11.1%
	積 立 金		535,898	1.1%	321,038	0.6%
	投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金		1,679,630	3.4%	2,434,810	4.3%
	繰 出 金		3,794,579	7.7%	3,762,398	6.7%
	小 計②		22,676,765	45.9%	23,156,259	41.3%
計 ①+②			44,591,396	90.3%	46,586,509	82.9%
投 資 的 経 費 ③			4,787,016	9.7%	9,629,203	17.1%
合 計 ①+②+③			49,378,412	100.0%	56,215,712	100.0%

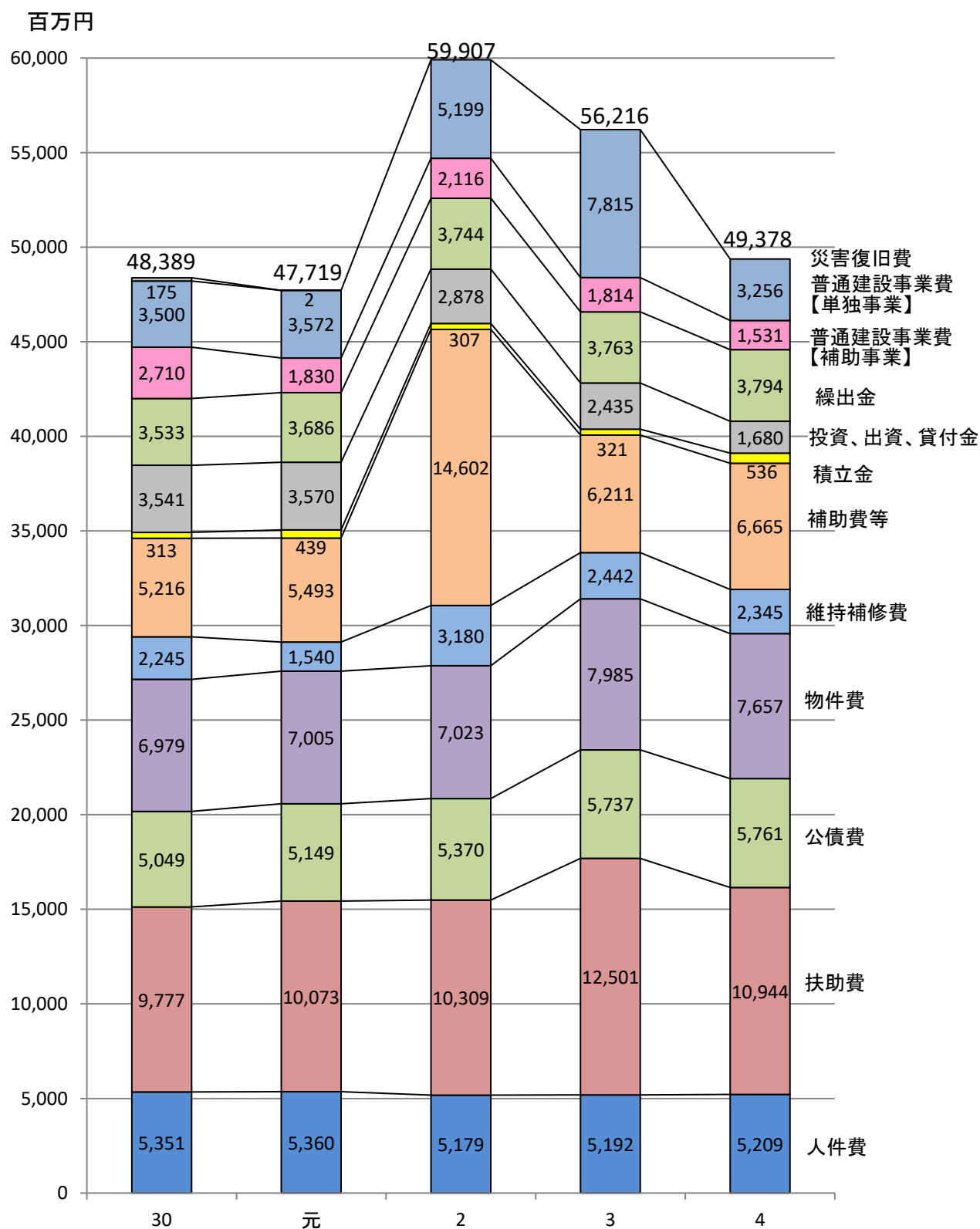
性質別歳出の内訳（令和4年度決算）



- ★ 人件費・・・ 職員の給与などの支払いにかかる経費
 - ★ 扶助費・・・ 生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対する様々なサービスに要する経費
 - ★ 公債費・・・ 借入金の元金・利子などを支払うための経費
 - ★ 投資的経費・・・ 普通建設事業費：道路、橋梁、公園、学校等の社会資本の整備に要する経費
（普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）
- （国から補助金などをもって実施する補助事業と、市単独で行う単独事業がある。）

4. 性質別歳出決算額の推移

普通建設事業費は、市庁舎建設の事業費が減少したことにより減少しています。
 扶助費は、新型コロナウイルス感染症に対応した住民税非課税世帯等に対する臨時特別
 給付金事業などの事業費が減少したため、減少しています。
 貸付金は、土地開発公社の解散に伴い減少しました。



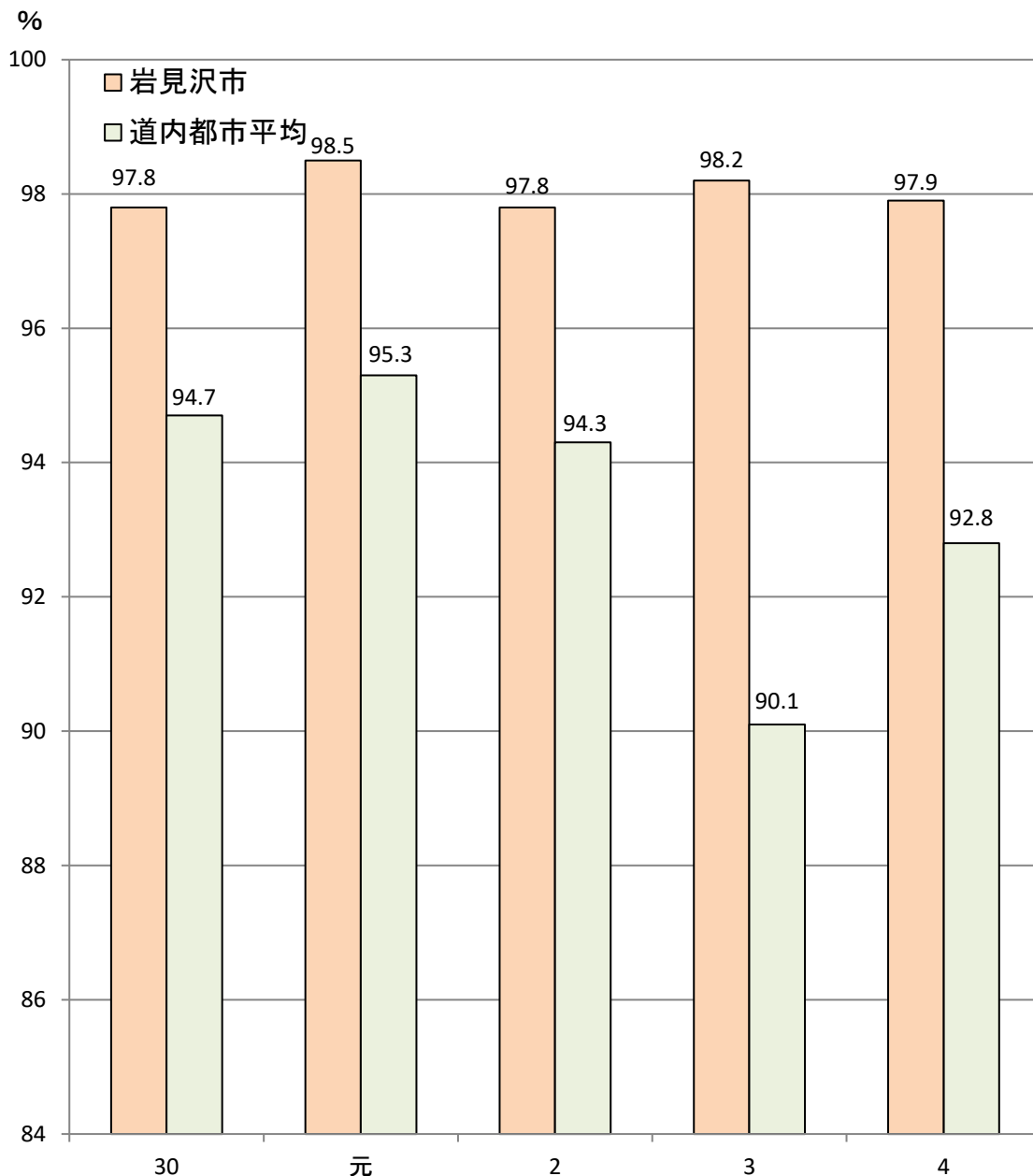
IV 財政の弾力性

自由に使えるお金が多くあることを、財政の「弾力性が高い」といいます。市財政の弾力性はどうなっているのでしょうか？

1. 経常収支比率

財政の弾力性を示す指標のひとつである経常収支比率は、扶助費などの歳出減少影響、臨時財政対策債などの歳入減少影響により、概ね横ばいで推移しています。この指標は、低いほど弾力性が高いことになります。

経常収支比率の推移



★ 経常収支比率・・・毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合。
財政構造の弾力性をあらわす比率として使われ、低いほうが弾力性が高いことになる。

※なお、臨時財政対策債は経常一般財源として扱われる。

2. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等

平成20年度（平成19年度決算）から、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、新たな財政指標（前年度決算に基づく）の公表が義務付けられました。

また、平成21年度（平成20年度決算）からは、その比率が基準を超える場合は、財政健全化計画等を定めることとなりました。

1 健全化判断比率

指 標 名	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	④12.10%	20%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	④17.10%	30%
実質公債費比率 (道内都市平均)	6.5% (11.0%)	7.4% (10.8%)	8.4% (10.6%)	9.4% (10.4%)	10.2% (10.3%)	25%	35%
将来負担比率 (道内都市平均)	61.4% (86.8%)	64.9% (84.2%)	70.7% (77.9%)	75.4% (65.5%)	76.4% (62.1%)	350%	

- ★実質赤字比率・・・福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を市税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示す。
(一般会計等)
- ★連結実質赤字比率・・・すべての会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金の不足の程度を把握するため、市税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す。
(一般会計等＋公営事業会計)
- ★実質公債費比率・・・借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す。(一般会計等＋公営事業会計＋一部事務組合・広域連合)
- ★将来負担比率・・・地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。(一般会計等＋公営企業会計＋一部事務組合・広域連合＋地方公社・第3セクター)

2 資金不足比率（公営企業会計ごと）

公営企業の資金不足を公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状況の深刻度を示します。

会 計 名	H30決算	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算	経営健全化 基準
公 設 卸 売 市 場 費	—	—	—	—	—	20%
農 業 集 落 排 水 事 業 費	—	—	—	—	—	
公 共 用 地 等 造 成 費	—	—	—	—	—	
企 業 用 地 造 成 費	—	—	—	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	

※「—」表示は資金不足が生じていないことを表す。

V 市債の残高

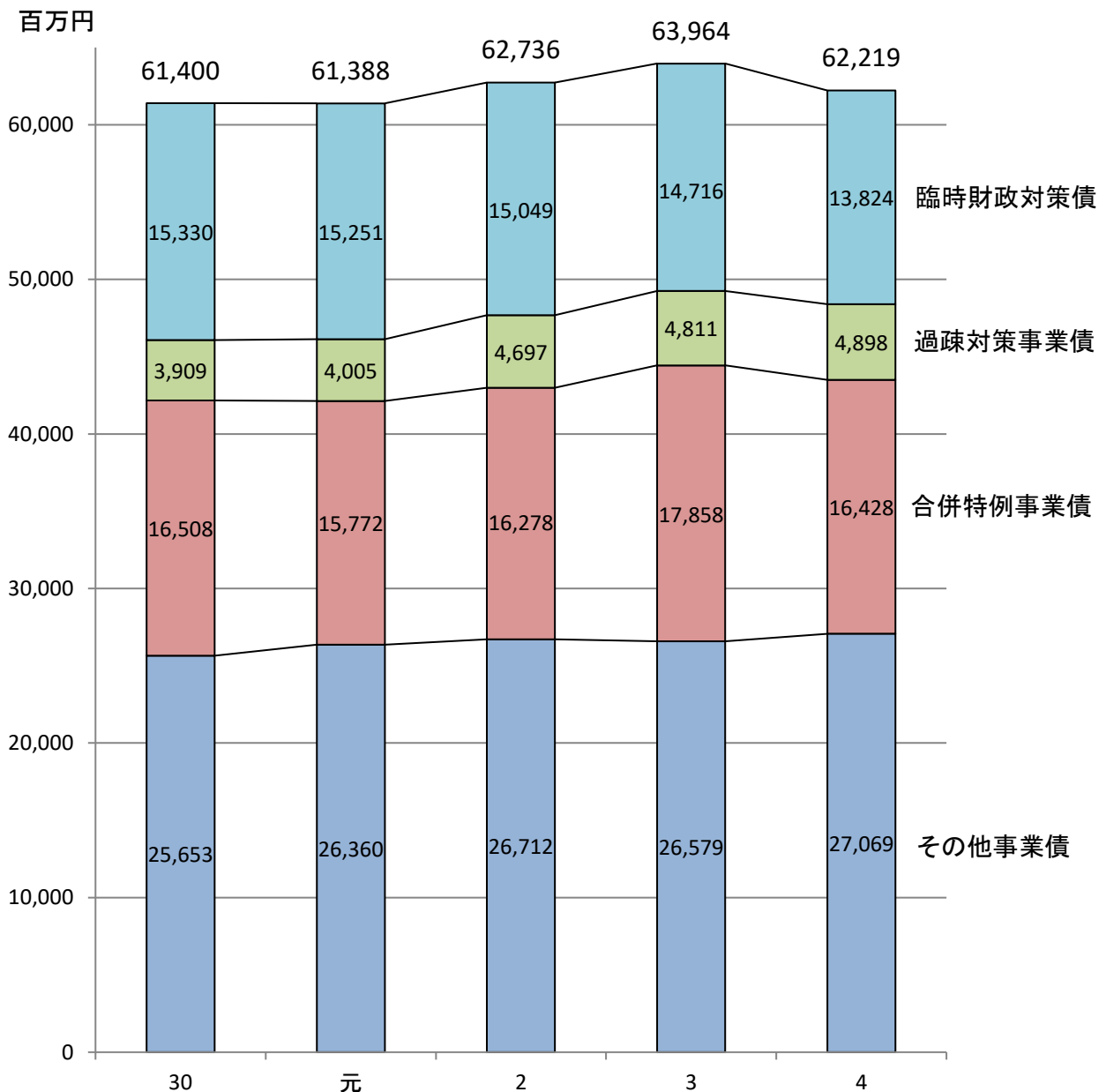
市の借入金は、約622億円

1. 市債残高の推移

市の借入金である市債の残高は、増加傾向にありますが、交付税算入がある、いわゆる「良質な地方債」を中心として借入れを行っています。

市民 1 人当たりの借入金	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
	76万円	77万円	80万円	83万円	82万円

市債残高の推移



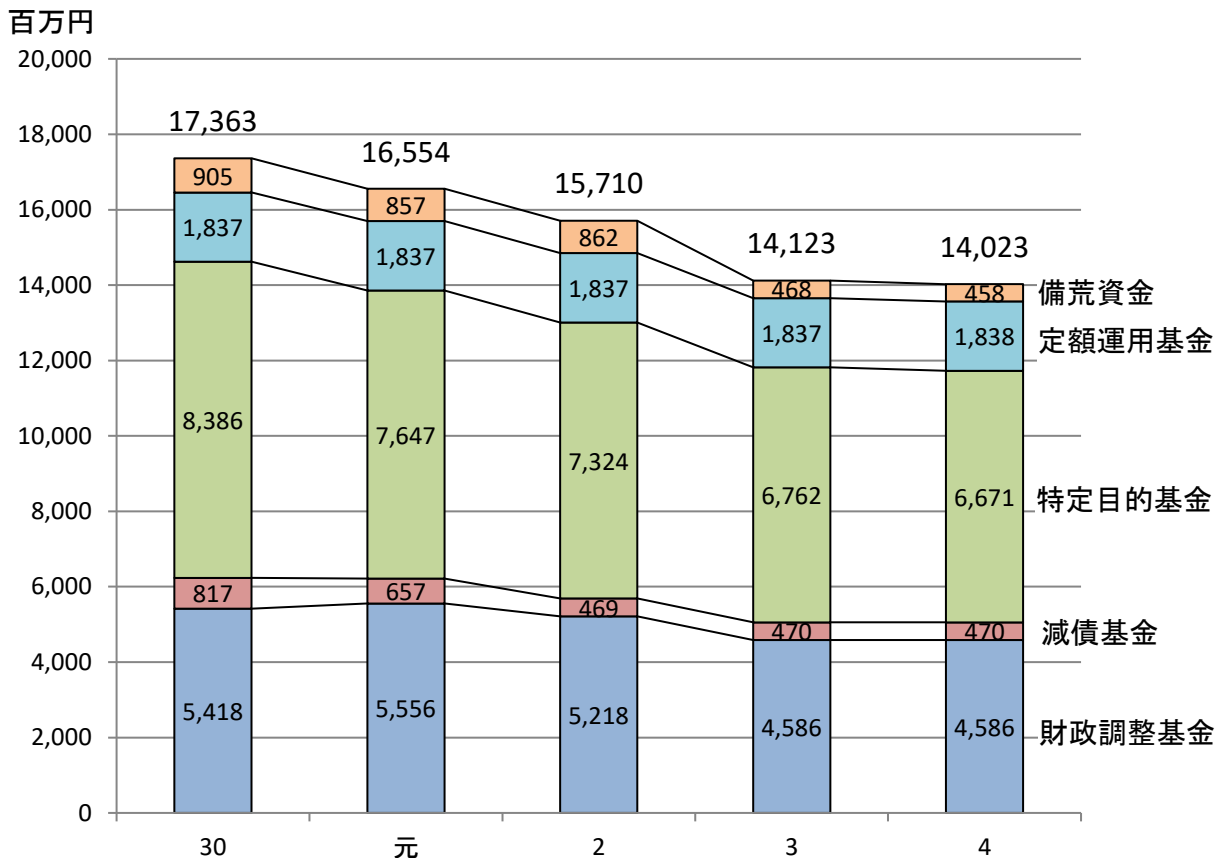
Ⅵ 基金の残高

市の預貯金総額は、約140億円

1. 基金残高の推移

基金とは、市の預貯金にあたるものです。
 財政調整基金は、予期しない収入の減少や不時の支出の増に備え、積み立てたものです。
 減債基金は、市債の償還に充てるため、交付税に一括算入され基金に積み立てたものと、市が独自に積み立てたものがあります。
 また、特定の目的のために積み立てられた特定目的基金は各種事業を行うための財源として活用しています。
 この他、定額運用基金（土地開発基金）と備荒資金組合納付金を預貯金として保有しています。

基金残高の推移



- ★ 基金…………… 地方公共団体が、条例に定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を運用するために設けられる資金又は財産
- ★ 財政調整基金… 地方公共団体における年度間の財源不均衡を調整するための基金
- ★ 減債基金…………… 市債の償還のために設けられた基金
- ★ 特定目的基金… 特定の目的のために資金を積み立て活用する基金

VII 消費税率引上げに伴う地方消費税交付金増収分の用途について

令和元年10月から消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税率が1.7%から2.2%に引き上げられました。

地方消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和4年度決算における社会保障施策関連経費への充当状況は下記のとおりとなります。

1. 地方消費税交付金と社会保障施策に要した経費

■地方消費税交付金

単位：千円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地方消費税交付金	1,903,186	2,056,235	2,086,980
うち引上げに伴う増収分	1,030,295	1,154,987	1,166,108

■社会保障施策に要した経費

単位：千円

項目	令和4年度	
	事業費	一般財源
医療関係	4,093,380	3,191,939
介護・高齢者福祉関係	1,685,601	1,410,668
子ども・子育て関係	3,338,503	1,149,427
障害者福祉関係	3,638,515	869,286
貧困・格差対策等関係	2,958,443	557,787
その他	86,363	69,136
合計	15,800,805	7,248,243

社会保障施策に要した経費に充当

(各項目の主な経費)

- ★医療関係・・・・・・・・・・ 国民健康保険、後期高齢者医療、乳幼児医療などに係る経費
- ★介護・高齢者福祉関係・・ 介護保険、生活支援ハウスなどに係る経費
- ★子ども・子育て関係・・・・・ 保育所、幼稚園、児童扶養手当、児童手当などに係る経費
- ★障害者福祉関係・・・・・・・・ 自立支援給付費などに係る経費
- ★貧困・格差対策等関係・・・・・ 生活保護費、DV対策などに係る経費
- ★その他・・・・・・・・・・・・・・ 民生委員、社会福祉協議会補助などに係る経費

令和4年度決算状況

岩見沢市

コード番号	都道府県名北海道						人口				面積(km ²)				人口密度				人口集中地区				歳入				歳出				質別				市町村名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	01		02		03		II		III		IV		V		VI		VII		VIII		IX		X		XI		XII		XIII		XIV		XV		XVI		XVII		XVIII		XIX		XX																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999

